

福井 2 丁目町内会定期総会開催要領

1 総会開催案内

定期総会の開催案内は、適切な時期に、町内会だより、回覧版、町内会ホームページ等により会員に周知する。

2 総会議案

総会議案は、役員会にて提案審議し、個別配布、あるいは、回覧版、ホームページ等により会員に周知する。

3 開催手順

総会開催の条件となる定足数（出席者数）は全会員の過半数とし、総会での議案議決は議決権行使者（全会員）の過半数により決定する。

・委任状利用の場合

委任状用紙の個別配布、あるいは、回覧版の利用により、総会の出欠を確認する。委任については、その議決権を総会議長に委任するものとし、委任状を提出して総会を欠席とする会員は、総会への出席者数に含まれるものとする。

・議決権行使書利用の場合

議決権行使書の個別配布、あるいは、回覧版の利用により、総会の出欠、議案賛否を確認する。この場合、総会出欠と議案賛否のどちらにも意思表示の無い会員については、議長への議決委任として取扱うこととし、総会の出席者数に含まれるものとする。また、（総会欠席・議案賛成）の会員、（総会欠席・議案反対）の会員についても、議案に対する意思表示があったものとして総会への出席者数に含まれるものとする。ただし、総会欠席の意思を表示し、かつ、議案賛否について意思表示の無い会員については、総会欠席者として取り扱う。

・書面総会の場合

議決権行使書により、議案賛否を確認する。議案賛否の意思を表示した会員数により総会成立の定足数として判断する。なお、議案賛否の意思表示の無い会員については、議案に賛成するものとして取り扱う。

4 総会結果

総会での議案審議の結果については、町内会だより、町内会ホームページ等にて会員に報告する。

附 1

1 この要領は、令和 8 年 5 月 23 日開催の役員会にて制定した